

記者発表資料 令和2年4月13日 スポーツ健康課 学校保健給食班 担当：田畑，大宮司 電話：022-211-3666 supokeng@pref.miyagi.lg.jp
--

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の延長について

4月9日（木）の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）において、医療体制は「感染初期」から症状に応じて入院の必要性を判断する「移行期」へフェーズが移行し、「感染拡大警戒地域」への移行を警戒すべき重要な局面に入ったため、県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要があるとの認識で一致し、知事等が「不要不急の外出自粛」などを強く呼びかけております。

また、本県は、緊急事態宣言の対象都府県と高速交通網で直結し、当該地域との往来等による感染者も確認されていることに加え、感染源、感染経路が不明な患者数も増加し、感染者が確認されていない市町村においても注意が必要な状況となっております。

このような状況から、専門家の助言も踏まえ、県教育委員会として児童生徒の安全を確保するため、下記のとおり学校の臨時休業の延長等の対応を行いますので、お知らせします。

記

1 県立学校について

(1) 臨時休業について

臨時休業を延長する。

なお、延長期間は、知事等により当分の間「不要不急の外出自粛の要請」がなされていることや、緊急事態宣言の対象都府県における外出自粛要請、学校休業などの緊急事態措置の効果を見極める期間を踏まえ、5月6日（水）までとする。

(2) 児童・生徒の居場所確保について

特別支援学校においては、児童・生徒の居場所確保のため、希望する児童・生徒は登校できることとする。

2 市町村立学校について

(1) 臨時休業について

「対策本部会議」において、県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要性が示されたことを踏まえ、県立学校と同様、市町村立の小学校、中学校についても、原則として5月6日（水）までの間、臨時休業とするよう市町村教育委員会に対し依頼する。

(2) 児童・生徒の居場所確保について

やむを得ない事由により、日中、家庭で過ごすことが難しい児童・生徒については、放課後児童クラブの拡充による対応や、学校で預かる等の配慮を依頼する。

3 その他

児童・生徒や保護者の皆様には、各学校のホームページに掲載される臨時休業等の情報も御参照いただくようお願いします。

なお、市町村における臨時休業等については、後日とりまとめの上、教育委員会ホームページに掲載する予定です。

[URL:https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/jouhoutop.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/jouhoutop.html)